

（午後2時18分 再開）

○議長（中上良隆君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番19、最後になりました。3番 富岡君。

〔3番（富岡清彦君）登壇〕

○3番（富岡清彦君）私が最後の質問者でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、一般質問を行います。私は「市民は市政の主人公」、この立場から3項目について質問します。

最初の質問は後期高齢者医療制度についてです。この制度は廃止すべきであると考えています。情勢を反映して既に2人の同僚議員から質問がありました。できるだけダブらないように質問したいと思います。一部、ダブると思います。

第1の質問は、後期高齢者医療制度の問題点、まず制度の問題ですが、一つは、所得のない、所得が少ない高齢者から保険料を徴収すること。

二つは、月額1万5,000円以上の年金受給者は、年金から保険料を天引きする制度であること。

三つは、2年ごとに保険料が引き上げられる制度であること。

四つは、保険料を滞納したら保険証を取り上げる制度であることなどですが、この点で行政の見解を伺います。

第2の質問は、本制度は75歳以上の高齢者の方と他の年齢の方とで差別医療を行うことです。

一つは、高齢者の健康診断は必要ないとしていること。

二つは、医療費の定額制の導入で検査や治療が受けにくくなること。

三つは、病院から高齢者を追い出そうとしていること。

四つは、延命治療を切り捨てようとしていることなど、明らかに差別医療を持ち込もうとしていることに対して行政の見解を伺います。

第3の質問は、高齢者の皆さんの生活実態についてです。

高齢者控除の廃上による増税、介護保険料の引き上げ、新たな後期高齢者医療制度の導入など、高齢者への負担が次々に進められています。そこで質問は、高齢者の生活実態について行政はどのように把握しているのか伺います。

第4の質問は、市民福祉の向上に資することを目的に自治体は存在します。この立場からすれば、後期高齢者医療制度の保険料に対し、橋本市独自で低所得者を対象とした減免制度・助成制度を新設することは当然であると考えますが、市長の政治姿勢を伺います。

第5の質問は、市当局が本制度について多くの問題がある中で、制度の見直しについて県や国に働きかけを行っているのか伺います。

2項目目の質問は、小中一貫校についてです。4月の文教厚生委員会と5月の全員協議会の2回、教育委員会から小中一貫校について説明を受けましたが、いま一つ、理解できない点があるので、質問をします。

質問の第1は、橋本市が小中一貫校を導入する目的は何か、明快な答弁を求めます。

質問の第2は、小中一貫校のメリット、デメリットについて、保護者や市民が理解でき

る明快な答弁を求めます。

質問の第3は、小中一貫校の具体的な計画について、橋本市の計画では、教育基本法にある機会・均等に抵触することにならないのか答弁を求めます。

質問の第4は、ごく一部の学校で小中一貫校が試行されているが、子どもたちや保護者の意見はどのようなものか答弁を求めたいと思います。

3項目目の質問は、広域ごみ処理について質問します。

現在、橋本周辺広域市町村圏組合において焼却炉を建設中であり、ごみ処理の民間委託（一部）が検討されていると聞くが、地元住民と合意している安心・安全な焼却炉の建設・運転に影響が生じないか危惧するものです。民間委託しないよう広域組合に働きかけていただきたいと考えるが、市長の見解を伺い、1回目の質問を終わります。

○議長（中上良隆君）3番 富岡君の一般質問に対する答弁を求めます。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）富岡議員の広域ごみ処理施設の管理運営に関するご質問にお答えをいたします。

広域ごみ処理施設の運転管理体制につきましては、何といたっても安全、安心できる操業の維持・継続が大変重要であると認識をしておるわけあります。そういったことを考えまして、またその上で、できるだけ経済的な面、あるいはまたリスクの少ない効果的な効率的な運転管理に努めてまいりたいと考えておるわけございまして、ご理解のほどをよろしくお願いを申し上げます。

残余の件につきましては、担当参与よりお答えをいたします。

○議長（中上良隆君）教育長。

〔教育長（森本國昭君）登壇〕

○教育長（森本國昭君）小中一貫校のお尋ねについて、お答えをいたします。

一点目の小中一貫校の目的は何かというご質問にお答えしたいと思います。

小・中学校の教育課程を9年間一貫で作成し、小・中学校合同校舎の学習環境を準備することで、小・中学校の間にある段差を解消を解消し、確かな学力、豊かな心、健康・体力を育成するために、ふさわしい時期に、ふさわしい内容を、ふさわしい方法で子どもが学べるようにするために行おうとするものでございます。

このことによりまして、子どもの発達の節目を意識した指導内容や指導方法が実践的に研究できるとともに、小・中学校の教員がそれぞれの特性や専門性を生かした協力的指導が行えること、6年・3年の小学校・中学校のまとまりにこだわらず、あくまでも発達の節目と中1ギャップの解消を意識したフレームに区分した取り組みなど、柔軟な学習活動が実施できると考えております。

二点目の小中一貫校のメリット、デメリットは何かというおただしてございますが、メリットとしては、9年間を意識した連続性のある学習ができること。学習面における小・中の段差をなくすことができること。中学校の専門性を小学校に生かすことができること。小学校の実践的な指導内容を踏まえて中学校で継続的な指導ができることなどが挙げられます。

これにより確かな学力の向上と定着や学習や生活面における心理的バリアを低くすること、いわゆる中1ギャップを解消する手だてとすることができると考えております。

また、デメリットについてでございますが、次のような点が挙げられます。

子どもにとっては、小学を卒業し、新鮮な

気持ちで中学生生活を開始するというようなめり張りがなくなること。小学校1年生から中学校3年生までが同一学校で学ぶことで、発達段階の差が大きく、出会いに不安を感じるのではないかということ。小・中学校の間にある段差は必要なものであり、段差をなすという対応が望ましいのかという疑問。また、教員にとっては、小学校と中学校の文化の違いに対する違和感、45分授業と50分授業による日課表のずれの解消の必要性などが挙げられます。

しかし、これらは実践的研究を通して改善していくべき配慮事項であると考えております。

三点目の小中一貫校の具体的な計画性及び教育の機会均等にならないかというおただしでございますが、このことについては、検討委員会においてさまざまな要因を検証しながら、将来的には市内の公立小・中学校は小中一貫教育校としていくべきであると考えております。

しかし、一貫校であろうと、連携校であろうと、市内の公立小・中学校では学習指導要領の内容ののっとり一貫したカリキュラムを編成し、効果的に指導・運営してまいります。この点から、機会均等に抵触するとは考えてはおりません。

次に、四点目の子どもたちと保護者の意見についてどうかというおただしでございますが、橋本中学校で行ったアンケートから報告をさせていただきます。

中1の生徒の一番の関心事は、「勉強と部活動」でございます。入学する上での心配事は、「勉強とテスト、先輩との関係」が上位を占めております。兼務で小学校の先生が中学校で教えることに関しては、「親しみやすい」、「授業がわかりやすい」など、肯定的にとらえている生徒が多いという数値が出ておりま

す。

次に、橋本小学校の保護者アンケートから保護者の声を紹介いたします。

保護者の望むものの1位は、「人の話を聞き、自分の考えを表現する力を育ててほしいということ」。2番目は、「学力、特に基礎・基本の知識・技能をつけてほしい」。第3位としては、「楽しい学校、学級づくり等」となっております。小中一貫教育の推進については、希望はありませんでした。保護者にとっては小中一貫教育という学校の指導体制にいてよりも、自分の子どもに直接かかわる内容について関心を持っていることがよくわかります。

しかし、小中一貫教育のめざすところは、保護者の望む子どもの姿を実現させていくための体制であり、方針を理解していただけるよう啓発に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

〔健康福祉部長（森本健二君）登壇〕

○健康福祉部長（森本健二君）後期高齢者医療制度のご質問にお答えいたします。

議員ご承知のとおり、この後期高齢者医療制度は、平成18年6月14日に成立した医療制度改革法に基づき、平成20年4月1日より施行された制度です。3月31日までは老人保健法に基づき被保険者が加入している保険者よりの拠出金と公費により医療費等の支払いを行っていましたが、後期高齢者医療制度では、公費5割・保険者の支援金4割、保険料1割をもって、医療費等の支払いに充てることとなります。

保険料は原則都道府県内、同率同額とし、算定方法は所得割、均等割により算定されます。

徴収につきましては、年額18万円以下の年金受給者及び介護保険料と後期高齢者医療制度保険料の合計額が、年金受給額の2分の1

以上の被保険者を除いて、年金から特別徴収することにより、被保険者の納付の手間を省くためと、行政経費を抑えることを目的としています。

保険料については、2年ごとに医療費等の動向を鑑みながら見直しを行っていきます。

また、保険料を長期間滞納した場合、保険証を取り上げ、資格証明書に機械的に切りかえるという誤解がありますが、該当者には、病気や生活困窮などにより納付できない事情がある場合は、保険証を返還してもらうことはなく、きめ細かい納付相談を実施しながら対処してまいりたいと考えています。

健康診査については、既に実施主体である広域連合より申し込みが送付されていますが、メタボリックシンドロームに着目した健診であるため、生活習慣病等の疾病等で治療を継続して受けている被保険者には、重複検査となることから、受診はご遠慮をお願いしていますが、希望者は受診していただくことはできます。また、各種がん検診については、従来どおり橋本市が実施します。

次に、医療費の定額制についてですが、定額制度は既に一般的に実施されていますが、今回、後期高齢者診療料が新設され、1カ月6,000円を算定できますが、事前に社会保険事務局に届け出が必要です。届出状況は和歌山県で100診療所が届け出を行っています。

橋本市では13の診療所が届け出をしていますが、実際の利用状況は、4月診療分県内で3件、橋本市内ではゼロ件の利用となっています。なお、この診療料の指定を受けたとしても、急性増悪の場合は、検査・レントゲン処置などは今までどおりの出来高払いで算定できることとなっています。

高齢者の生活実態についてです。個人情報保護の観点から調査を行うことは困難ですが、特別徴収において電話での問い合わせ

や来庁時の説明で生活苦による相談はありませんでした。

次に、市単独での減免、支援制度についてですが、税の公平性を図るため、都道府県内同一料金額とすることとなっていることから、特別な事情を除き、支援金等の導入は控えるべきであり、新たな制度の創設については、現在のところは考えておりません。

終末期相談支援料については、社会保険事務局への届出義務はないが、運用にはガイドラインに基づき、患者や家族の同意を得て文書で治療確認を行った場合に2,000円が算定できる制度ですが、すべての患者に適用するものではなく、医療機関と患者や家族との同意を得られた場合に算定できることとなります。

現在、国においてはメディアの報道でも見られるように、低所得者の軽減制度や終末期相談支援料、特別徴収の年金限度額等の見直しを検討していますので、今後は国の動向を見ながら制度の運用を図ってまいりたいと考えます。ご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（中上良隆君）3番 富岡君、再質問ありますか。

3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）それでは、再質問を行います。

後期高齢者医療制度の問題で、厚生労働省は最近保険料について、以前の保険の保険料と比較して69%の方は安くなったという発表が最近ありました。過日の13番議員の厚生労働省からの調査でどういう対応をしたかというこの中で、だいたいどういう調査が行われて、こういう69%の数字が出たかということは察しがついたわけですが、質問したいのは、マスコミ等にも出ていますけれども、低所得者ほど負担が重くなった、ここなんで

す。

この点で、答えはないかもわからんけど、橋本市の実態、低所得者層の今回の新たな保険料について、以前とどう変わったのか。できるだけ具体的にご答弁願います。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本健二君）議員の答弁に的確に答えたいのですが、その調査はできておりません。これは以前に言わせていただいたとおり、これは一つのシミュレーションとしてやった事例でございます。それが一人ひとりが全部違いますので、比較というのはできませんでしたので、申しわけないですけど、以前、説明させていただいたものを、もう一度読ませていただきます。申しわけございません。

これは所得割の率が5.8、均等割が2万4,000円、平等割が2万7,600円、資産割が2万854円ということで、これを想定しましたら、単身世帯で年金が79万円の方については、7割減税で、国民健康保険の保険料が3万6,300円、それに対してまして、後期高齢医療の中では、同じように7割減で受けまして、1万3,000円。その方につきましては2万3,300円の安くなります。資産割がない方については、2,400円が安くなります。

年金が201万円以上の方につきましては、2割減税ということで、国民健康保険料は従来でしたら9万円、後期高齢になりましたら2割減税で7万2,700円、その差としては1万7,300円が安くなりますけれども、資産割のない方については、議員がおただしのおと、低所得の方については3,500円が高くなるということになります。

それと同じように夫婦とも75歳以上の方につきましても、年金が79万円以上の方は、7割減税で国民健康保険の保険料は4万3,500円、その方につきましては、後期高齢にい

ましたら7割減税で1万3,000円、それで夫婦ともですから、1万3,000円が2人で2万6,000円、その方につきましては、国民健康保険から長寿医療に変わりましたら1万7,500円が安くなるんですけども、資産割のない方については3,300円高くなると。

201万円の年金をもらっている方につきましては、2割減税で、国民健康保険が10万9,200円、その方が後期高齢にいかれますと、夫の場合は7万2,700円、妻の場合は3万4,700円で10万7,400円となりまして、1,800円の減額。ただし、固定資産のない方については、1万9,000円の同額となります。

以上でよろしいですか。

○議長（中上良隆君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）いろいろ数字をありがとうございました。なかなかメモれないくらいの数字をたくさん。

私が確認をしたいのは、この橋本市の後期高齢者の方、低所得者の方は保険料が以前入っていた保険よりも高くなったんですかということを確認したいんです。それも高くなったのか、安くなったのか、二者択一でお願いします。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本健二君）申しわけございません。その件につきましては、ちょっとわかりかねます。単独の年金の方につきましては、安くなっています。年金のみで何もなの方、79万以下の人については、絶対安くなっています。ただし、固定資産があるかないかによって変わってきますので、個々によって挙げます。安くなる方もおられますし、高くなった方もおられるということで、答弁になっておりませんが、よろしく申し上げます。

○議長（中上良隆君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）心配は要らないんです

よ。この後期高齢者医療制度の保険料というのは、大きな問題は2年に一度見直しをかけていくんですよ。2年に一度、保険料が引き上げられていきますから、高齢者が増えれば増えるほど保険料は上がります。高齢者の医療費が増えれば増えるほど、保険料は上がっていく仕組みなんです。しかも、後期高齢者の医療費のかかった医療費の1割を保険料で賄うとなっているのですが、この割合も上がっていくんですよ。一口で言ったらもう天井知らずに上がる保険料なんです。初年度の保険料はあまり問題じゃない。

私も試算でいきますと、2025年、ちょうど現在の保険料は倍になります。前におられる団塊の世代の皆さんがちょうど75歳になるころには、もう保険料は倍になっているんですから。

○議長（中上良隆君）13番 瀧君、静かにしてください。

○3番（富岡清彦君）私が質問しているのです。厚生労働省はちょうどこの時期、2025年に医療費の8兆円を削減するという目標を持っているんです。そのうちの後期高齢者医療費にかかる5兆円を削減すると、そこまで目標を立てているんです。だから、どんどん保険料は上がります。

それと、医療のほうでは差別をして、できるだけ病院に行かなくしていくという、これも非常に大変ひどい制度なんですけど、こうした非常に重たい負担というか、これを高齢者に求めることに対して、どういう見解を持ちますか。私は廃止するしかないと思うんですけど、答弁をお願いします。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本健二君）この件につきましては、私は個人的には親の負担が高くなったら困るのですけれども、これは国の政策のほうでいろいろ論議されて決まって、前回

も答弁させていただいたのですが、国の政策として法律として決められてきているということなので、国のほうでもっと国民の事を思って、論議して決めていただいて、国民のためにやっていただいたらありがたいと思っております。

以上です。

○議長（中上良隆君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）それでは、再度、低所得者に対する問題なんですけど、演壇でも申し上げました。月額1万5,000円の年金から保険料を引くとなっていますね。全部引いちゃうと生活できないから50%まで引くと。それ以上は減免するというのですが、これは7,500円しかありませんよ。こんな状態で、橋本市の国民年金受給者の月額年金額というのは5万円なんです。こんなのは半分も介護保険とこの新制度で保険料を持っていかれて、どうして生活できますか。妙案があれば、答弁してください。

○議長（中上良隆君）答弁を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本健二君）議員のご質問のことなんですけども、今、これはちょっと答弁にならないかもわからないんですけども、高齢者医療制度につきましては、今まで家族単位の中で、自分の世帯主の方が、その保険料を納めていただいていた。後期高齢者になりましたら、一人ひとりがその分の医療費を負担するという立場になりまして、自分の年金からその分を負担することになります。今まででしたら、その年金は自分のお金として、保険料は、社会保険の人については、おじいちゃん、おばあちゃんについては、負担はなかったわけなんですけども、国民健康保険の中では、世帯割というのがあります。その分は所帯主の方が負担していただいたような状況でございます。そういうことで、今までが高

齢者の方が負担を自分が支払っていなかったものを、今度これに支払いをするということになって、特に増税感というのが増しているかと思っております。

ただし、高齢者の方が、親が子どもに対してその保険料をもらえるかどうかといたら、非常に難しい面もあると思います。その間で、今まで5万円をもらってあったやつが、仮に2万5,000円になって、それで生活できるかということになりましたら、その2万5,000円では一月の生活には十分に足りないと思っております。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）だから、生活ができないと今部長は言われてやろう。介護保険と保険料で持っていかれたら、天引きされちゃうわけだから。それで生活できないということ、この後期高齢者医療制度が4月から始めたんですよ。これは高齢者の生活、あるいは命、あるいは健康を守ろうと思ったら、もうこの制度を廃止をして、新たにみんなで集まっていい制度をつくるしかないんじゃないでしょうか。

次にいきます。

今、保険証の取り上げの件ですね。これは所得ゼロ。年金の人は強制天引きですから、まだ保険料の滞納が出てこないと思うんですが、それ自体も非常にひどいんですけど、さらに月額1万5,000円以下の所得の人にも保険料をかけるわけです。そして滞納したら、保険証を取り上げると。取り上げないと部長は言ったけれども、これは取り上げられるんですよ。資格証明書なんて、紙切れ1枚じゃないですか。それを持っていったって、医療にかかれば、10割は本人負担ですよ。

ここで、今、強制的な取り上げはしないとされたのであれなんですけど、実は橋本市

のある課長が国民健康保険で県からもやいやいと言われても、保険証の取り上げを行わなかったんです。和歌山県下では、このことで有名になっていますよ、橋本市は頑張っていると。保険証を取り上げられたら、病院に行けないからです。診療所に行けないからということで、とうとう3年前、県がやいやいやのと言うてきて、仕方なしに保険証の取り上げを始めたとなっているんですが、私が申し上げたいのは、こういう歴史といいますか、橋本市は頑張ってきたんです。だから、この姿勢というか、ぜひこの後期高齢者医療制度でも、この姿勢を受け継いで、安易な保険証の取り上げは行いませんということを約束してください。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本健二君）先ほど答弁で述べさせてもらったとおりでございます。保険証を返還してもらうことはなく、きめ細かな納付相談を実施しながら対処してまいりたいと思っております。

○議長（中上良隆君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）同僚の阪本議員も言ったけれど、今の言葉を忘れないでおいてよ。少なくともあなたが部長でおる限り。お願いしておきます。

それと、他の同僚の議員からも言われましたけれども、橋本市としてやれることはないかと。こんなひどい制度に対して、せめて減免制度なり、助成制度なりを、税の公平からできないとか、そんな理屈がありましたけれども、要は助成をした分、一般会計から繰り入れて、そして広域連合に保険料を支払うと、これで済むことじゃないんでしょうか。

それと、私は橋本市が独自に減免制度や助成制度、低所得者を対象にそうした制度を新設することは違法ではないと確信を持っているんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本健二君）私の知っている範囲の中では、県とか府道についてはこれについて、補助金というのですか、補助金というのと適正かよくわかりませんが、出していると聞いております。県についても、この後期高齢医療制度について、県のほうから支援金を出していると、それによって医療費を抑えていると。

ただ、市町村のほうで、今言われたような支援金を出しているということにつきましては、ちょっと勉強不足で申しわけないんですが、資料としてはございません。それにつきましては、同一同額制と、先ほどのちょっと言葉が間違っているのかわかりませんが、県内同じ料金でということでありましたの、橋本市だけがやるということになりましたら、崩れてくるという懸念もありますので、今のところは難しいかと思えます。

○議長（中上良隆君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）事業主体が和歌山県ということで、おっしゃっていると思いますが、橋本市は国民健康保険税、介護保険料に対しては、市独自の減免制度をつくって、低所得者への対応をしているということを申し上げておきたいと。ぜひ、そうした後期高齢者医療制度でも、もう衆議院で廃止になればもういいんですけど、こんなに力を入れてやらんでもいいんですけど、ぜひ前向きに検討していただきたい。

国会でも、うば捨て山よりひどい制度だということで議論されているんですけど、私どもは廃止に向けたいろんな取り組みを行っています。

一つは集いということで、そこで制度の説明を聞いていただいた参加者から、異口同音に、この制度は高齢者は早く死ぬということかと、そうしたことが共通して続出しており

ます。

また、国会では、国会史上、まれに見る事態でありますけれども、野党4党が、廃止法案を参議院で可決をされております。あと、衆議院でこの廃止法案がどうなるのかと、そういう意味では今大きな山だというふうに思います。

そうした中で、私どもは市内の老人会の会長宅を訪問させていただいて、そして、廃止請願です。この廃止請願に団体での署名をお願いをしています。また、国会に向けた廃止の個人署名についても協力をお願いしているんですけど、現在約三十数人の会長と、直接お会いして、お話をすることができました。その中で、7団体の会長から、廃止請願署名に協力といいますか、いただいております。

国会に向けた廃止請願の個人署名については、本当に無数の老人会の方が、老人会の方が今ずっと署名集めをしていただいているところでございます。

また、開業医との訪問対話、こうした活動も進めているところでございます。私どもは組織ですので、そうした活動をしているわけですけれども、事業主体は県ですけれども、橋本市の一番の担当課が、13番議員が、何かやることないかと聞いたら、何で答えへんかったかといったら、しっかりと説明責任を話しますと、これしかやることがないんだって言われましたね。私はこのような態度ではだめだと思います。市民、高齢者の皆さんの暮らし、命、健康を守ると、そういう立場に立ちきっていただいて、ぜひともこの県・国に廃止を求める働きかけをすべきだと考えます。そうした点で、市長の政治姿勢を伺います。

○議長（中上良隆君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）富岡議員の再質問にお



答えたいと思います。

非常に医療費の高騰の中での抑制策というのですか、これは国も大変な事態になっておる。三十二、三兆円を推移しているという現状。毎年1兆円ずつぐらいを上乗せしていくという状況です。ここらが一番大きなポイントでありまして、それを分析しますと、やはり高齢者の皆さんのそういう医療の占める比率が高いというようなことから、75歳以上という形のものが、ある程度生まれていったのではないかと私は思っているわけであります。

きのうも申し上げましたように、本当に橋本市民の多くの皆さんのご意見も聞かせていただいた中で、非常にこの後期医療制度については、問題がありと私も判断をしているわけございまして、したがって、昨日も申し上げたとおり、これは統一的な行動をとっていかうではないかということで、全国市長会でも要望・決議を採択して、進んでおるわけございしますが、私としては、これは廃止をするという考えじゃなくして、やはり効果的な最大公約数を求めるような形のものを、できるだけ見直しをする分は見直しをして、実施に移ったときに、2年後の見直しということじゃなくて、全く不都合な部分がありとするならば、1年でもいいし、必要な部分の改定をしていくとか、そういう考え方を持って、我々も真剣に皆さんの声を大にして取り組んでまいりたいなと思っておるところであります。

以上であります。

○議長（中上良隆君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）それでは、2項目目の小中一貫校について再質問を行います。

質問の①ですけれども、小中一貫校の目的について。教育長の流暢な答弁があったのですが、本心が述べられていないと私は思います。

私は橋本市が小中一貫校の方針を打ち出した背景には、県教委が進める中高一貫校にあるのではというふうに考えております。つまり、橋本高校に古佐田丘中学校が新設されたこと。毎年、中学校に来る生徒が、約60人ほど古佐田丘中学校に入学をする。また、私立の小中一貫校にも、一定の生徒が入学していくと。これらの生徒は、力のある生徒だというふうに聞いております。

橋本市の中学校は7校あるわけですがけれども、単純計算でも、1校当たり10数人の力のある生徒が抜けた状態で学校運営を行わなければならない。この状況は大変だというふうに思います。これは、以前はなかったことであります。

市教委が小中一貫校を打ち出した要因というのは、このことにあるのではありませんか。正直にお答えください。

○議長（中上良隆君）教育長。

○教育長（森本國昭君）正直にお答えをさせていただきます。

本当に私が教育長にならせてもらった時期に、実は議長になられました中西健議員といろいろお話したことを今でも覚えておるのですけれども、やはり橋本市の教育をどないかよなさんと、やっぱり教育は橋本市やないといかんと、そういう教育委員会にならないかといういろいろな教をいただきまして、確かにそれはそうだなということで、そこから教育委員会へよくなして行って、やっぱり何もかも橋本市はいいと、そういう教育委員会にしたいということを感じたわけでございます。

今、富岡議員が言われたまじとおおり、その点はすべてないということではございませんが、やはり最近の社会を見てもみますと、子どもたちが親の犠牲者になっていると。そういうことで、親も教育していかないと、子ど

もが良くなる。そういう生涯学習を中心にした取り組みをすることが、教育委員会の一番大事な仕事であると。その生涯学習の一部に学校教育があって、学校教育が良くなるということで、子どもたちの周りの大人集団を良くならずということと、さらに子どもたちの学力を高めるということも大事でございます。

そういった点で、学力を高めるためには、現在小学校、中学校があるわけでございますけれども、強いて小中一貫をすることが、やはり学力を高めることになりますので、そういう自信がございますが、そういう方策がございますので、そういう方策をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）それでは③の小中一貫校の具体的な計画について質問をいたします。

先ほど教育長の演壇からの答弁は、文教厚生委員会や全員協議会での説明と違うというか、後退したんやな。

僕が聞いたのは、3年ないし4年後に、二つの学校に同一敷地内に、小中一貫校をつくるんだと、こう聞いたんや。一つは橋本中学校に小学校を建てて、橋本小中一貫校と、こうすると言っていた。

あやの台は、新たな学校の建設が計画されているので、小中一貫校を建てると。3年後、あるいは4年後と少し揺れているのですが、演壇の答弁を聞いていたら、もう全然そんな話は出てきいへんわな。その点、どうなっているのですか。次の質問との関係があるので、再度お尋ねします。

○議長（中上良隆君）教育長。

○教育長（森本國昭君）橋本小中一貫校につきましては、以前から議会でも報告させていただいております。現在、もう施行させて

いただいております。そのメリット、デメリット、子どもの意見等も今、言わせていただきましたが、あやの台の小中一貫につきまして、この間、全員協議会でも報告させていただきましたが、一応教育委員会としては、そういう方向でやりたいという、決定ではないのですけれども、そういう方向で出させていただきますわけでございますが、議員の方々からいろんなご意見をいただきまして、そういう点もご理解できますので、今後、十分にそういう点を検討して進めていきたいと、そういうふうになったわけでございます。

○議長（中上良隆君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）私が言いたいのは、同一敷地内に学校施設を建てて、教育一貫校として進めることが、いいんだと。力を入れて言われていて、まだひとつ後退したというのか。橋本中学校は小中一貫校、教育委員会がおっしゃる理想のことができると。あやの台が検討に入ったと。ちょっとバックしたと。

そうしたら、ほかの7校ある中で、これは何か1校しか理想の小中一貫教育はできないということになりますわな。そんなのだったら、やめときと。7校ある、あやの台を入れたら8校になるなら8校、全部同一敷地内で教育施設をきちっとつくって、小中一貫を進めるんだと。それが教育の機会均等ということじゃないんでしょうか。この点を伺います。

○議長（中上良隆君）教育長。

○教育長（森本國昭君）議員、ありがとうございます。橋本市教育委員会も全市に小中一貫校を実施したいと考えています。その時期等につきましては、いろいろ児童数、生徒数の推移もございますので、検討委員会を立ち上げまして、方法を考えて全市に小中一貫校をつくっていききたいとそういうふうに思っています。

○議長（中上良隆君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）僕が舌足らずか、中途半端なことやったら、やめとけというのやね。やるのなら、しっかり全部やれという。

もうちょっと時間があれてきているので、今、教育長が橋本小学校で保護者を対象に実施して、小中一貫校に関係するアンケートが行われたと。私はある保護者からそのアンケート結果をいただきました。

私はこの結果を見て愕然としました。今、教育長の熱心な態度と、保護者の考え、これは学校が力を入れて取り組んでほしいということですが、その間にあまりにも保護者と教育長の熱い思いとが乖離しているねん。そんなの全然です。

それをちょっと紹介してくれや。教育長がちょっとあれてくれたけど、平成20年5月9日で、保護者各位ということで配られたのですよ。教育長は恥も外聞も捨てて、これを言うていたね、小中一貫教育を推進してほしいというのは、優先度ではゼロ%やといういこと、全体では0.3%となっていますな。

自由記述欄に書かれた要望等の中で、「2学期制をもとの3学期制に戻してほしい」。これはちょっとほかのことも書いてあるんやが、小中一貫について、「小学校で担任を持つ先生が、中学校で授業を行うのは無理があるように思います。担任外ならいいと思いますが」。次に、「小中一貫教育の取り組みがなぜ必要なのか、いま一つ理解できない。昨年度、6年生を対象に実施したようですが、そのしわ寄せ的なものが、他の学年に出ているように思えた」。

次に、「小中一貫教育は意味がないと思うのでやめてほしい。また、教員の年齢層が高いのが気になります。さまざまな世代の教師に触れる機会を増やしてほしい」。

「現在行われている小中一貫教育の交換授業について、中学校の教員が行き来するので

はなく、小学校のあるクラスが教員とともに朝から一日中、学校で過ごす、学校も弁当持ちはどうでしょうか」。

「中学校教員が小学校教育を試みたところで、一貫教育と呼べるのか疑問です。それよりは、中学校の雰囲気を感じさせ、同一の施設を利用しながら、授業を受けたほうがいいのでは。そうすれば、中学生に対して、近い将来の自分の姿を重ねて見るができるし、小中学年双方に刺激になるでしょう。それが一貫教育というものではないでしょうか」。しっかりとしたご意見です。

「小中一貫教育の必要性はあるのか。少人数での授業を実施し、わからない子のフォローが大切である」と。

あともまだ少しあるんですけど、こういう意見に対して、教育長ももう見ていると思うんやけど、教育長の熱い思いと、この保護者の思いのギャップ、これについてはどう。

○議長（中上良隆君）教育長。

○教育長（森本國昭君）実際にやっておるんですけど、実際中学校の先生が小学校に行って、中学校のまま小学校で教えておる先生も確におるんです。やはり小学校に行けば、やはり小学校の先生になって、中学校の専門性を出していくのが、大事なんですけど、そこら辺は今後、指導していく必要があるんですけど。中学校の先生が小学校に行っているでしょう。中学校と同じように小学校の子どもを教えている。それではいかんので、やはり今後、中学校の先生が小学校の子どもを教える場合には、その小学校の先生になって、小学校の子どもを教えるということをせんといかん。

そういう点は、まだまだ指導する必要があるんですけど、確かにいろいろこれから保護者の方々にも、この25日に説明をするわけです

から、今は全く説明はしておりません。その内容を知ってこそ、保護者からまた意見を聞かせていただくんですけれども、私ども、学力を高めるために、子どものいろいろ学力だけではない不登校とかいろいろ生徒指導面で子どもの気持ち大事にするために小中一貫にしたいのですが、いいということいろいろしんどい目をしてやっております。一般質問を多くの方々から受けながらも、こういうふうに頑張っておりますので、その教育委員会の気持ちもわかっていただいて、ご指導、ご協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（中上良隆君）3番 富岡君、あと2分です。

○3番（富岡清彦君）教育長、今の説明やったら、中学校の先生は、教え方が悪いと言ってるんでしょう。それが原因でうまくいっていない。嫁はんも学校の先生をやっておったんやから、そんなこととこれは違うで。もう言いたいことを時間がないので、言うわ。

教育長、頭をちょっと冷やして、しばらく期間を置いてやで、もう今月から説明に入るというのじゃなしやで、やっぱりちょっと見直しをかけたほうがいいと思うんですわ。いかがですか。

○議長（中上良隆君）教育長。

○教育長（森本國昭君）中学校の先生が教え方が悪いと、そういうことは言うていません。中学校の先生が、例えば橋本中学校の先生が、橋本小学校に行つて、橋本小学校の子どもに教えるのに、学校の教え方もいろいろあるので、やはりそういう点を配慮する必要があるということを行うたわけで、中学校の先生は、大変すばらしい先生ばかりでございます。

それと、もうちょっとということでございますけれども、もう25日から保護者の方々に、トップダウンではなしに、いろいろ説明させていただいて、説明といたらまた語弊がありますけれども、ご理解といつても、また語弊がありますけれども、どないに言うたらいかわかりませんけれども、わかつていただくというのですか、難しいのですけど、25日からさせていただきます。どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（中上良隆君）これにて3番 富岡君の一般質問は終わりました。

---

○議長（中上良隆君）これにて、一般質問を集結いたします。

以上で本日の日程は終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

（午後3時16分 散会）